○厚生労働省令第百五十九号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十二条第二項、第二十三条第二項及び第二十四条第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第四　労働基準監督署（第七百八十九条関係）

都道府県名	労働基準監督署名（支署名）	位置（支署所在地）	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
静岡	浜松	浜松市中央区	浜松市、湖西市
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（分庁舎名））	位置（出張所位置）（分庁舎所在地））	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
静岡	浜松（細江）（浜北）	浜松市中央区（浜松市浜名区）（浜松市浜名区）	浜松市、湖西市
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表第四　労働基準監督署（第七百八十九条関係）

都道府県名	労働基準監督署名（支署名）	位置（支署所在地）	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
静岡	浜松	浜松市中区	浜松市、湖西市
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（分庁舎名））	位置（出張所位置）（分庁舎所在地））	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
静岡	浜松（細江）（浜北）	浜松市中区（浜松市北区）（浜松市浜北区）	浜松市、湖西市
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。